

若年者の在宅ターミナルケア支援事業

神戸市では、若年者のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしく過ごせるよう、在宅サービス利用料(訪問介護・福祉用具等の貸与)および福祉用具・在宅医療機器の購入費の一部を助成(償還払い)します。

以下すべてに該当される方 ※所得制限はありません

対象者

- 18歳以上40歳未満の神戸市内に在住しているがん患者の方
(18~19歳で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用中の方は除く)
- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方
(医師から末期がんと診断された方)

助成対象サービス内容

● 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。

- ・身体介護(食事、清拭、入浴、排せつ、体位変換、移動、服薬等の介助)
- ・生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助)
- ・通院、外出介助
- ・訪問入浴介護

● 福祉用具等の貸与

車いす(付属品含む)、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置、点滴台

● 福祉用具の購入

ポータブルトイレ、入浴補助用具(入浴用いす・入浴台・浴室用手すり)、簡易浴槽、自動排泄処理装置の交換可能部分、移動用リフトのつり具の部分

● 日常生活上の相談・助言など

● 在宅医療機器の購入

吸入器、吸引器、吸引・吸入両用器

利用上限

| サービス内容 | 上限額 | 利用回数 | 注意点 |
|---------------------------|----------------|----------------------|----------------------|
| 訪問介護サービス利用料 福祉用具等レンタル料 | 1ヶ月あたり 10万円 | 訪問介護サービス利用料の助成は週3回まで | ※サービス利用料の9割相当額を助成します |
| 福祉用具購入費用 在宅医療機器購入費用 | 1人あたり 10万円 | 金額内であれば複数回にわたっての購入可能 | ※償還払いとなります |

助成対象

- 事前に利用申請し、利用決定を受けた日以降に利用したサービス・購入した物品

申請窓口・
お問合せ先

神戸市健康局健康企画課 若年者の在宅ターミナルケア支援事業担当

TEL 078-322-6517(直通) FAX 078-322-6052

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

申請書や請求書等の様式は
ホームページよりダウンロード
して下さい⇒



申請の流れ

● 利用申請



- ① 神戸市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
- ② 主治医意見書

※主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。

● 申請内容の審査・利用決定の通知



● 利用方法・請求方法

| サービス内容 | 手続き | 提出書類 | 備考 |
|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護サービス ・福祉用具等の貸与 | <ul style="list-style-type: none"> ① 介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。 ② 介護サービス事業者から請求された額を支払い、領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 神戸市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（サービス利用の様式） ② サービス利用をうけた事業所の領収書 ③ サービス内容・回数・金額が記載された明細書 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用中であっても月単位での請求も可 ・上限あり |
| <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の購入 ・在宅医療機器の購入 | <ul style="list-style-type: none"> ① 必要な物品を販売店より購入してください。 ② 購入額を支払い、領収書と物品の内容・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 神戸市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（福祉用具・在宅医療機器購入の様式） ② 購入した物品の領収書 ③ 明細書・納品書など内訳のわかるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・購入物品ごと複数回での請求も可 ・上限あり |

※請求金額は、自己負担の1割相当額(100円未満は切り捨て)を除いた額を請求してください。

※4月～翌年3月のサービス利用料・購入費用は、同年度内(3月中)に請求してください。

請求が遅れる場合は、健康局健康企画課までご相談ください。

※提出書類は表面記載の健康局健康企画課宛に送付ください。

● 審査、申請者への支払い 申請内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。

がんに関する相談窓口

療養中には、病気の状態や体調により、様々な不安や心配ごとが出てきます。

通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましよう。

また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。

他の病院で診療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。



『がん相談支援センターが設置されているがん診療連携拠点病院一覧(国・県指定)』 ⇒